



この六月十五日には、文化庁設置二周年を迎える。はじめの一年は何かあわただしい中に、日々が過ぎ去ったような気がする。文部省の内局にあった文化局と外局の文化財保護委員会を合体して、文化庁ができたわけであるから、まず第一段は文化庁という新しい役所づくり、内部体制の整備ということに力を注いだ。

はじめの一年の間に、今長官を中心とするガッチリとした文化庁の体制が庁員の実感ともなり、外目にもそれを感じられるようになったと思う。なお、私たちは中央における文化行政機構の整備と相いまって、地方における整備を勧奨してきた。この二年の間に、千葉、大阪、和歌山、岡山、福岡、長崎の六府県に文化行政専管課が設置され、従来のものと合わせて、都道府県の文化行政専管課は十四にも及ぶようになった。

文化庁設置二年間における大収穫は、なんとといっても新著作権法の成立である

う。著作権制度改正作業はすでに昭和十七年に初められ、著作権制度審議会の審議に四年間、法律化に四年間を要して、去る四月二十八日成立、五月六日公布、明年一月一日から施行される。筆者自身もこの改正作業がその緒に着いていらい、それに参画し、新法の成立のため一意努力してきたものであるだけに新著作権法の成立は感慨ひとしおのものがあ。新法は、わが国の著作権の保護を国際的水準に達しさせるものであり、著作者、実演家などの保護を通じ、わが国文化発達の基礎を築くものとして、その成

文化庁設置二周年を迎えて

安達健 一

立は文化行政にとって誠に重大な意味をもつことというべきである。この大事業が文化庁の手によって完成されたことは、まことによろこばしい限りである。

文化財保護の面で特記すべきことは、史跡、埋蔵文化財保護対策等の前進であろう。個別的な史跡、埋蔵文化財包蔵地の保護について、各種の開発からの挑戦に直面しているものは全国的に数多くあるが、この二年間に文化庁として適切な措置をとることができたもののうち、重要なものに、山口県下関市の綾羅木郷遺跡と、岡山県岡山市津島遺跡の問題があっ

た。前者は弥生式時代の大きな遺跡で昭和四十四年三月、指定予定地に隣接して砂採りをしていた業者が、史跡指定にならぬよう故意に大規模な遺跡破壊を行なったので、緊急に史跡の指定を行ない遺跡の保護を図ったのである。後者は弥生式時代前期前半の水田宮農遺構として考えられるものであるが、岡山県当局がここに武道館の設置を行なう工事を始めたことから問題となり、数次の調査を行ない、その結果に基づいて、武道館建設地と同遺跡内ではあるが、遺構遺物の少い他の場所に変更することにより問題の

解決を図ったのである。そして本年三月津島遺跡についての史跡指定を行った。

これらの問題は、地方的問題ではあるが、文化財の保護という観点からすれば極めて重要な問題であり、これをうまく解決することができて文化庁として自信を深めた次第である。史跡等の保護の一般の問題としては、昭和四十五年度予算に土地の買上げ費として、前年度五億六千万円に対して、約二倍増の十億八千万円を獲得したことである。十億円台にということは関係者の多年の念願であっただけに、また、史跡保護対策がこれによ

って軌道に乗ったといえるだけに、この予算の計上は文化庁として大きな成功であったといえよう。

文化庁の守備範囲は広い。国際文化の交流をはじめ文化部関係でも、芸術文化の振興から著作権、国語、宗務の各種の問題をかかえており、文化財保護部でも、建造物、美術工芸、史跡、名勝天然記念物、無形文化財と数多くの文化財の保護に責任をもっている。また国立の博物館、美術館、研究所、劇場があって活発な活動をしている。文化庁設置二年間の収穫となれば、これらについて多くのページをさいて述べなければならぬであろう。

ところで文化庁は、これから設置三周年目に入る。今後の課題は多くかつ重いものばかりである。文化庁内部の問題としては文化庁として共に有機的一体となるための機構の改善も必要であろう。また、史跡、埋蔵文化財の保護対策は焦眉の急を要する問題である。飛鳥、藤原の保護の問題が大きくクローズアップされてきた。文化財保護法の改正にも着手しなければならぬ。雄大な国立歴史民俗博物館の設置準備の課題にも取り組まねばならない。従来からの基本課題である地方文化の振興をいかにして進めるか。文化庁の任務は重大である。文化庁設置三周年を迎えて周到にして、果敢に、その任務の達成に努力していきたいと思う。

(文化庁次長)